

LOVOT国外利用に関する特約

本特約は、お客様がLOVOTを日本国外で利用する場合の条件を、GROOVE X株式会社（以下「当社」といいます。）が特約として定めるものです。

第1条 本特約の適用範囲およびその効力

1. 本特約は、LOVOTを日本国外で利用するお客様（以下「国外利用者」といいます。）に対して適用されるものとします。
2. 本特約の定めが、当社他規約の定めと異なる場合には、本特約の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 国内指定代理人

1. 国外利用者は、日本国内に国内指定代理人を指定する必要があります。
2. 国内指定代理人を指定した国外利用者は、当社所定の手続きにて当社に報告するものとします。
3. 当社は、国外利用者に対して直接LOVOTの受発送を行いません。国外利用者と当社との間で国外利用者のLOVOTを受発送する必要がある場合には、当社は、国外利用者の代理人としての国内指定代理人と国外利用者のLOVOTを受発送致します。国外利用者と国内指定代理人との間のLOVOT受発送に関する費用その他の責任については、当社は負担せず、国外利用者が負担するものとします。
4. 国外利用者が服グッズ等の購入手続きを行った場合、配送先住所に指定できるのは日本国内の住所に限ります。

第3条 郵送物の管理

1. 当社が発送するすべての郵送物について海外の住所に送ることはありません。
2. 国外利用者に対して発送する郵送物は、お客様ポータルサイトに登録されている国内のご契約住所（以下「ご契約住所」といいます。）に宛てて送付するものとし、国外利用者は、ご契約住所に国内指定代理人の住所を指定することができるものとします。国外利用者に対する発送は、同住所への発送をもって当社のすべての義務が果たされたものとして取り扱われます。国内指定代理人が国外利用者へ当該郵送物を転送しない、転送中の郵送物の紛失等について当社は責任を負いかねます。

第4条 サポート対応

1. 当社は海外宛に電話発信を行うことはできません。また、海外からLOVOTコンシェルジュ電話番号宛に発信いただいても、受電対応することができません。
2. 国外利用者のLOVOTの修理対応で受発送が必要な場合には、第2条第3項に従い、当社は国内指定代理人とLOVOTの受発送を行います。
3. LOVOT careによる割引は、本特約に同意いただくことを条件として、当社は、国外利用者のLOVOTについても適用致します。

4. 本特約に同意いただくことを条件として、当社は国外利用者のLOVOTについてもLOVOT修理規約を適用致します。

5. 当社のサポート対応は日本語での対応のみとなります。

第5条 非保証

1. LOVOTの海外でのご利用にあたっては、国によって適法ではない場合があります。国外利用者は、海外でのご利用の適法性につき、当社では判断できないこと、当社が一切の責任を負わないことについて、あらかじめ了承し、自己の責任でLOVOTを利用するものとします。

2. 当社のインターネットサービスに接続できない環境では、契約確認ができず日本国内で販売されているLOVOTを利用できない場合があります。

3. 日本仕様のLOVOTの修理は日本以外では承っておりません。

第6条 禁止行為

1. 国外利用者は以下の行為をしないものとします。

- (1) 国内指定代理人又はご契約住所その他の情報について虚偽の情報を登録・提出する行為
- (2) 存在しない又は連絡が取れない国内指定代理人を登録・提出する行為
- (3) 本特約に違反する行為
- (4) 日本国外利用を不正に行う行為
- (5) 各種規約に定められた禁止行為
- (6) その他、当社が不適切と判断する行為

2. 国外利用者が禁止行為に該当する行為を行った場合、当社は、国外利用者に対しLOVOTの修理その他のサービスの提供をお断りすることがあります。

第7条 通知

1. 当社は、国外利用者に対する通知・連絡を、国外利用者が登録したメールアドレス等への送信または本ウェブサイトへの掲載により行います。国外利用者に対する通知は、かかる送信または掲載の時点をもって、国外利用者に到達したとみなします。

2. 当社は、送信した電子メール等が宛先不明、インターネット・回線上の問題等により不着となった場合であっても、国外利用者から連絡いただいたメールアドレス等の連絡先宛に送信しことをもって、到達したものと扱わせていただきます。

第8条 変更

1. 当社は、本特約について変更を行うことがあります。

2. 当社は、前項の変更を行うにあたり、当該変更が国外利用者の一般の利益に適合し、または、当該変更が本特約の目的に反せず、かつ、変更の必要性および変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであると認められる場合には、あらかじめ、当該変更内容について、本ウェブサイトに掲載することにより国外利用者に通知することをもって、本特約を変更するものとします。各サービス特有の条件に定めがある場合を除き、かかるウェブサイトに変更後の特約が掲載された日から変更が適用されます。

3. 前項にかかわらず、法令上国外利用者への事前通知または国外利用者の同意が必要となる変更

については、当社所定の方法で国外利用者に事前に通知しまたは国外利用者の同意を得るものとします。

第9条 免責

国外利用者がLOVOTを日本国外で利用したことにより、国外利用者に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第10条 一般条項

1. 本規約は日本法を準拠法とします。
2. 本サービスの利用に関する訴訟は、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

作成日：2024年4月3日